



労働立法の効果に関する経済的一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 沢口, 信光 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000325

労働立法の効果に関する経済的一考察

沢 口 信 光

北海道学芸大学旭川分校

Nobumitsu SAWAGUCHI : An economic observation for the
effect of labour legislations

ま え が き

戦後日本資本主義伸長の槓杆としての原生的労働関係の維持の一翼を荷負つた立法（明治20年の保安条例に始まり大正11年制定せられ占領下に到る迄強行された治安維持法）は廃棄せられると共に、社会政策施設としての労働立法も漸く近代化されるに到つた。かくて、一応労働力の保護法律としての労働基準法、及び労働組合法の誕生により、過度労働からの自由、劣悪作業環境からの自由、低賃銀からの自由が労働者にもたらされた如くである。だが一方に於て現実の経済機構はかゝる労働立法の効果を阻むいくつかの要因を持つている事は否定出来ないであろう。

元来、日本の低労働条件は、急速に資本主義を育成せんとして国家権力が、強兵の基を危くしない限り、その目を蔽い看過せねばならなかつた必要な悪であつたのみならず、又一方には生ずべくして生じた経済的基盤を持つものであつた事も否定し得ないのであり、資本が容易に低労働条件の維持に成功し得た経済的原因もかゝる基盤にあつたと言つていゝだろう。而して学者は其の経済的基盤として、労働者の絶えざる貯水池の役割を果す我国農村の過剰人口と貧困性を指摘するのであり、¹⁾ 又かゝる故にこそ、労働条件の向上に死錘をなす前期的資本も跳望し得るのである。²⁾

1) 大河内教授は次の如く言つておられる。即ち「近代的賃銀の持つ意味は日本の場合最初から問題外であつた。せいぜい日本の賃銀は窮迫した農家の家計を補充する一握りの現金として現われたに過ぎなかつた。賃銀に対して言える事は他の重要な労働条件である労働時間についても同様に妥当した。低い賃銀と過度に長い労働時間とは相合して、日本特有な労働条件をつくりあげる事になつた。西欧社会の場合であるならば、こうした合理性のない労働条件は長期に渡つて継続し得ない筈であるが、日本の場合には労働者の大部分が農村から出稼ぎ労働の提供者として特色づけられていたために、低賃銀と過度労働のもたらす肉体消耗的な労働力の磨滅の負担は労働問題として遂に表面化する事なく、常に農家経済又は農村全体に持ち込まれ、そこに最後の解決の場所を求めた事になつた。従つて日本資本主義が其の発展の過程に於て容易に近代的な労働立法をつくり上げようとしなかつたのは極めて当然の事であつた。」大河内一男 労働問題40頁—41頁

2) 風早氏は農村の過剰人口の存在の中に前期的資本の跳梁を次の如く述べておられる。「このような過剰人口の豊富に存在するところに家内工業なり、マニファクチャナリが出張してゆくのであり」「高利貸資本、間屋制資本などが其の後を追うて（過剰人口の後を追うて——筆者）農村自体にも家内工業を起し、之等の過剰人口の労働力を存分に吸着する。」風早八十二：社会政策史上（青木版）54頁、53頁。

かくてこそ、遅まきながらの工場法があるにも拘らず、「明治から大正を経て昭和に到る迄、近代産業の発展の全時期を通じて、原生的労働関係が一貫して強靱に貫き」³⁾ 得たのである。

3) 大河内氏 前掲書42頁

以上、我々は戦前の低労働条件の経済的基盤を考ふるならば、戦後の単なる法律の制定のみをもつてしては容易に労働条件は飛躍向上をなし得るとは考えられず、例え法律そのものは我国にとつ

ては劃期的な進歩性を持つとしても現実の経済構造——特に農村の経済構造が旧態依然たる限り、(勿論農村の部分的改革としての農地改革はあつたのであるが) 真に労働立法の効果は発揮されぬであろう。かくて先ず第一に農村の経済的構造の問題の解決されざる限り、労働立法の効果は必ずしも十分たり得ないであろう。⁴⁾

4) 再び大河内教授の言葉を聞こう。「一般に農村に於る零細土地所有に対応する過剰人口の流出とは日本に於る労働市場を攪乱する基本的要因であつて、此の種過剰人口の最経的处理がなされない限り、労働条件に於る日本型も崩壊し得ない。」大河内氏：前掲書44頁

更に問題を観るならば、労働立法が労働者の保護を要求すればする程産業資本家にとつては負担の増大する事を意味する。其処で、近代労働立法に対して産業はこれを負担する能力ありや否やが第二の問題となつて登場する。況や家内工業、マニファクチャの小企業——それは非能率的なるにも拘らず、主として農村に於る過剰人口の低労働条件の基礎のみに存続し得るところのもの、即ちマルクスの所謂低廉なる労働力の無制限の搾取が競争能力の唯一の基礎をなしている形態のもの⁵⁾——が群生している場合に於ておや。

5) 資本論 長谷部訳(青木文庫版)3分冊759頁

然らば本道の場合果して如何。労働条件向上に対する死錘としての役割を果す農村の過剰人口、そして貧困がたむろしているや否や。筆者は先ず此の点を解明し、進んで産業の労働立法の負担能力に考察を進めたい。

本道に於ける農村過剰人口の分析

問題の過剰人口の観察は北海道は孤立しているわけではなく、飽くまでも日本経済の一環としての北海道たる以上、北海道のみを限つてこれを論ずる事は必しも妥当とは言ひ難い。けだし、産業人口の移動は本道のみならず、絶えず本州との流出入に於て行われるからである。若し本道に過剰人口無しとするも、本州の過剰人口の圧力は直ちに本道の労働条件の低下の要因として機能するであろう。だがそれにも拘らず、労働問題解決の点から見れば本道農村内部に包含される過剰人口を究明する事は大いに意義ある事と想われる。農村と言つても、現実には農家のみ存するわけではなく、農家人口をもつて農村人口として論を進める事とする。先ず農業人口から観よう。

農業に於ては過剰人口を決定する事は容易でない。周知の如く農業に於ては労働を一年に均等に配分する事が出来ず、農繁期に於ては農業人口は過剰であるどころか、女子、老人、子供の労働までが動員強化され、且つ労働時間も著しく延長されるのみならず、雇傭労力さえ利用されねばならない。此のように一見、農閑期には著しく過剰に思われた人口が農繁期には完全に姿を没し、且つより以上の労働力さえ要求され、時期を異にする事によつて或る時には過剰形態を顕在化し、或る時には労働力の不足となつて表れる。而も本道農業経営も或る程度必要に応じて調達し得る労働力の存在を基として成立している事事を考えると本道農業に過剰人口ありやの問題を決定する事は容易でない。

1) 例えば本道の水田経営を見よ。直播経営から労働的に集約な、而も移植期に多量の雇傭労働を入れる移植経営に移りつゝある。これは必要時調達し得る労力を基礎として成立している事は言う迄もない。而もそれは、企業的に見て直播より有利

移植・直播収量比較			
移 植		直 播	
農林20号	中生栄光	農林20号	中生栄光
2,611石	2,717石	2,363石	2,611石

(備考) 資料 上川支場 S21—29平均

(附表1) 水稻面積比率

	直	播	移	植
T	5	64.8%		35.2%
S	17	64.2		25.8
S	28	26.3		73.7

(備考) 北海道農林水産統計による
移植・直播成熟期比較(S27)

移 植				直 播	
栄 光	豊 光	栄 光	豊 光		
9月11日	9月13日	9月15日	9月17日		

(備考) 資料 上川支場

である事は明かである。移植は1反当り種籾3升であり、直播は1斗2升乃至1斗5升を必要とする。然らば種籾の差(米に換算して5升乃至6升)で1反歩移植の労賃が生み出され、而も移植には早出し米の報酬金の獲得の上に便があり、而も収量も高い。従つて移植のために労働力を備う事は企業採算上明らかに有利と言えよう。かゝる例は畑作にも同様見られるだろう。

要するに閑と繁忙、休息と過労、労働力の過剰と不足とが併存するところに問題の解明の困難さがある。然し乍ら労働力の完全消化を条件として過剰人口を論ずる場合、必しも問題の解明は困難ではない。先ず労働力の完全消化の立場から経営面積を覗いたものに矢島博士の説がある。²⁾ 博士は1カ年の労働期間を7カ月とし、農業者1人の労働量を160人日とし1人約2.8町歩の経営を可能とする結論を出された。即ち博士は2.8町歩を農業者1人当りの労働力完全消化面積とされた。尤も博士の此の面積は限界地について論じたものであるが。

2) 矢島武：北方農業の性格 138頁

だが渡辺博士は農作業期間の労働の延計算に止まらず、より具体的に播種前並びに播種適期作業の労働力完全自給の立場から、而も此の適期を失せざる最大収穫の立場から論じられた面積がある。博士の所論³⁾を紹介しよう。

3) 渡辺侃：北海道農業経営論 123頁

「各作物播種作業の適期を外さざる様、作物を播種せんとせば限りある労力にて最大の作付面積を中期し得べからず(作業遅延し収量の品質を損じて尙大面積を栽培せんとするのは収支計算上決定を要す)其の最大面積限を前掲の単位面積作業(渡辺侃：北海道農業経営論 115頁。掲載の作物別単位面積作付に要する労力——沢口)に要する労力によりて計算を試みんに大体畑作に付いては耕耨整地施肥播種の総作業に1反歩当り男1人女1人を要す。適期20日全期間を通じて労働するものとして作付限度は男1人女1人に対し2町歩となる。此の期間中降雨等の為、作業を休むべき期間もあるべきを以て此は最大作付限度面積なりと言うべし。仮りに1小農の労働従事者3名(仮りに男女同能力として合算す)とせば3町歩は1戸農家の1科作物作付限度なり。次に播種適期を異にする作物を容る事を胸へば、春播麦類に次ぎて馬鈴薯、玉蜀黍次に菽豆類を4月下旬より6月上旬迄の間に順次作付する事とせば、此の間50日間にして1反歩男1人女1人、1戸労働3人ならば最大作付限度面積は7町5反なるべし(中略)、水田稲作にありては移植期を最繁忙とす。此の期間6月20日を以て最後期限とするものに渡島地方の如き暖地にありては苗の発育速かにして6月1日に於て挿秧し得其の適期長きも十勝、北見の如きにありては、苗の発育遅く、6月15日以後にあらざれば挿秧する事難し、従つて移植適期は極めて短縮し10日を出でざるものとす。此の際に要する労力は1反歩約2人にして3人の労働が10日間働くとせば1町5反を移植し得るに過ぎず、之に反し本田直播を行ふものとせば本田の耕耨整地を早くより行ひ、4月下旬より5月下旬迄20日間に行ふべく1反歩約2人5分の労働を要するものとして3人の労働あらば、2町4反歩を耕耨し更に1反歩0.4人にて播種し、3人にて2町4反歩2日間(計算では3.2日となるが——沢口)に播種し作業を適節に終了するを得べし。若し直播と移植とを兼行するものとせば耕耨歩、移植田1町5反歩計3町整地の期間も延長し、直播を行ひたる後移植を行ふを以て作業の面積を増すを得直播田2町4反9反歩を最大面積として経営するを得べし」(傍点沢口)

今、博士の説を基礎として適期播種完全自給労働をもつてする1人当りの経営可能面積を求めると次の如くである。(甲表)(だが単独労働では能率率らぬを例とする故、此の数字を若干下廻るのである。)

甲表により労働日数よりわり出された畑2町5反と水田1町3反とは労働日数に於て近似する。而して博士の説によれば此の面積こそ、それぞれ成人農業従事者の最大経営可能面積であり、博士

(甲表) 1人当り経営可能面積

耕 地	適 期	作業1人1日当り面積	経 営 可 能 面 積	作 業 所 要 日 数
畑	播種適期 50日間 (4月下旬~6月上旬)	耕 鋤 } 1人1日 0.5反 施肥 } 播 種 }	従つて 1人 50日 2町5反	50日
田	移 植 適 期 10日間	移 植 1人1日 0.5反 耕鋤整地 1人1日 0.43反	従つて 1人10日 5反 従つて 1人 5反の耕鋤整地では	10日 11.5日
	直 播 適 期 20日間 (4月下旬~5月上旬)	耕鋤整地 1人1日 0.4反 播 種 1人1日 2.5反	従つて 1人20日 8反 従つて 1人 8反では	20日 3.2日
			計 1町3反	計 44.7日

の所謂適正規模である。然らば田畑両者を併せ一定の面積として与えられた場合、これを経営する可能にして最小の人員——今、これを適正人員と呼ぶ事とする——は幾何であろうか。分析に先だつて昭和28年度農家経済報告書によつて本道各階層別経営規模と従業員数を紹介する事とする。

(第1表)

(第1表) 階層別農業従事者及土地(全道区)昭和28年

	0—2町	2—3	3—5	5—10	10以上	平均
田	6.9反(11.9)	10.8(18.6)	11.3(19.5)	10.2(17.6)	3.3(5.7)	9.6(16.6)
畑	9.1	14.7	28.4	55.5	134.9	42.1
圃 地	0.3		0.2	0.2		0.1
計	16.3(21.3)	25.5(33.3)	39.9(48.1)	65.9(73.2)	138.2(140.6)	51.9(58.8)
農業従事者	2.1人	2.8	3.3	3.8	5.2	3.4

(備考) 昭和28年度 農家経済調査報告書による

() 内は筆者が労働日数を基とし田面積を畑面積に換算、田に1.73を乗じた。

第1表に於て各規模の農業従事者数が表されているが、これを適正人員を求めたら幾何の人員で足りであろうか。これを求めるために筆者は播種又は移植終了迄の所要労働日数より田面積を畑面積に換算した。括弧内の数字が即ちこれである。(田1反歩の労働量は約畑の1.73倍となる。)かくて田面積を畑面積に一元化し得たのであるが、次に1人当り適正面積2町5反を前提として計算すれば第1表計の括弧の数字から5階層並びに階層平均の所要人員即ち予想適正人員はそれぞれ0.85人、1.33人、1.92人、2.93人、5.62人、2.35人となる。然らば此の人員をもつてそれぞれの第1表に与えられた面積を適期(最大収量を収め得る期間)を失せず播種又は移植をなし得るであろうか。而して若し予想適正人員が以上の事を可能ならしむるとすれば、予想適正人員か即ち適正人員となる。然るに分析計算の結果、4) 予想適正人員が適期播種の観点からこれを可能ならしむる人員である事が証明される。

4) 予想適正人員が第1表の経営を可能ならしむるやの分析。

(i) 0—2町階層

第1表田6.9反の中、移植、直播の割合を5:8とすれば、(渡辺博士の計算により計算すれば1人水田経営可能面積は移植5反、直播8反である。此の比率に基いて今後論をすゝめる)6.9反に要する労働は次の如くである。

従業者1人	}	移植 2.7反……要する日数	}	移植作業 5.2日	}	計 11.5日	}	合計 23.7日
}	}	直播 4.2反……要する日数	}	播種作業 1.7	}	計 12.2日	}	

労働立法の効果に関する経済的一考察

従つて0.85人であれば、此の作業終了に $23.7日 + 0.85人 = 27.9日$ を要する。

故に畑作業にあて得る日数は $50日 - 27.9日 = 22.1日$ である。

此の間に0.85人のなし得る畑面積は $0.5反 \times 22.1 \times 0.85 = 9.4反$ である。

かくて 田6.9反+畑9.4反=16.3反 を0.85人で経営し得る。

(ii) 2—3町階層

第1表の此の層の水田は10.8反である。これに要する労働は次の如くである。

従業者1人	}	移植 4.35反……所要日数	}	移植作業 8.7日	}	計 18.8日	}	合計 37.3日
				耕 10.1				
}	}	直播 6.95反……所要日数	}	播種 2.7日	}	計 19.3日	}	
				耕 16.6				

従つて1.33人であれば水田作業終了に $37.3日 + 1.33人 = 28.0日$ を要する。

故に畑作業にあて得る日数は $50日 - 28日 = 22日$ である。

此の間になし得る畑面積は $0.5反 \times 22日 \times 1.33人 = 14.63反$ である。

かくて 田10.8反+畑14.63反=25.43反(約25.5反)を1.33人で経営し得る。

(iii) 3—5町階層

第1表の此の層の水田は11.3反である。これに要する労働は次の如くである。

労働者1人	}	移植 4.35反……所要日数	}	移植作業 8.7日	}	計 18.8日	}	合計 39.0日
				耕 10.1				
}	}	直播 6.95反……所要日数	}	播種 2.8日	}	計 20.2日	}	
				耕 17.4				

従つて1.92人であれば水田作業終了に $39日 + 1.92人 = 20.3日$ を要する。

故に畑作業に充て得る日数は $50日 - 20.3日 = 29.7日$ である。

此の間になし得る畑面積は $0.5反 \times 29.7日 \times 1.92人 = 28.5反$ である。

かくて 田11.3反+畑28.5反=39.9反 を1.92人で経営し得る。

(iv) 以下同様にして計算し得る。

かくて予想適正人員はそのまゝ適正人員であつたわけである。農業従事者にして適正人員を越える者は、それ自体農業に従事しつゝも農業に於ては労働力の完全消化をなし得ざる言わば過剰従事者であつて今これを農業予備員と名づける事とする。然る時、階層別適正人員、農業予備員は次の如くである。(第2表)

(第2表) 階層別1戸当り適正人員及び農業予備員(北海道全区)

	0—2	2—3	3—5	5—10	10以上	平均
農業従事者	2.1人	2.8	3.3	3.8	5.2	3.4
適正人員	0.85	1.33	1.92	2.93	5.62	2.35
農業予備員	1.25	1.47	1.38	0.87	-0.42	1.05

(備考) 農業従事者は昭和28年度農家経済調査報告の数字である。

尚農業予備員=農業従事者-適正人員とした。

第2表によれば2町~3町階層で過剰従事者即ち、農業予備員は最大にして面積を増すにつれて遞減し、10町歩以上では農業予備員の不足を見るに到つている。平均を見れば1戸当り1.05人の過剰従事者を内包している。⁵⁾

5) 尚地区別に適正人員と農業予備員を見てみると附表2の通りであり、旧開地並びに本道中心地帯は過剰人口が多く、中心部を離れた帯広、北見は相対して前二者よりかなり過剰人口が少ないようであり、特に帯広区は最も少い。

(附表2) 地区別経営土地と適正人員(階層平均)

		函館	札幌	帯広	北見			函館	札幌	帯広	北見
経営土地	畑	28.3反	31.2	62.9	52.7	農業従業者	3.1人	3.5	3.2	3.1	
	田	10.1(17.4)	17.0(29.2)	3.1(5.3)	1.8(3.1)	適正人員	1.83	2.42	2.69	2.23	
						農業予備員	1.27	1.08	0.51	0.87	
	計	38.4(45.7)	48.2(60.4)	66.0(67.2)	54.5(55.8)	生産年齢層 非従業者	1.0	0.7	0.6	0.5	

(備考) 昭和28年度北海道農家経済調査報告による。()は筆者の田を畑に換算数字。

対称農家の所在町村は次の通りである。

- 函館区： 後志、胆振、渡島、松山の6町村の数字
- 札幌区： 石狩、空知、上川の11町村の数字
- 帯広区： 十勝、釧路、日高の6町村の数字
- 北見区： 網走、宗谷の6町村の数字

因みに本道規模別農家を見るに（昭和28年の数字）0～2町層は95,663戸、2町～3町層36,304戸、3町～5町層54,864戸、5町～10町層37,903戸、10町以上層9,387戸であつて計234,121戸となつている。（道統計課資料による。但し例外規定の農家を除く。）

勿論第2表の数字は農業内部に含む過剰従事者の一つのメドに過ぎず且つ農業従事者の能力換算、作業に及ぼす自然的障害を考えれば現実に要する農業者は適正人員より多かるべく、従つて過剰従事者たる農業予備員も上掲よりは相当少ないものとならう。而してかゝる過剰従事者の潜在によつて収穫作業の如き多量の労働を要する農作業を円滑に遂行し得るのであつて、かゝる必要の際動員を要すると言う意味で筆者はこれを農業予備員と名づけたわけで決して必要ならざる人口と言うのではなく、労働力の完全消化をなし得ざる者という意味で過剰従事者である。ところで、農家経済調査報告書には労働力の消化の面から言つて不完全就業者までが農業従事者として統計に打ち出されているのであるが、現実には尚無業者なるものがある。無業者は女子が比較的多いが、男子も少数ながら存在する。（第3表参照）これは、特に生産年齢層としての15才から59才迄の無業者は就業意欲を持ちながら無業を予儀なくされているか、即ち非自発的失業か、或いは家事又は結婚前修業等による自発的失業が判明しないが、此の生産年齢層の無業者の何パーセントかは潜在的過剰人口の一部を形成しているだろう。更に他産業従事者の中にも不完全就業者が存するかもしれないし、之等は当然過剰人口の範疇に参加する。そこで階層別の家族員に占める之等無業者並びに他産業従事者を見ると第3表の如くである。

（第3表）階層別1戸当り他業従事者並びに無業者（北海道全区）

	0—2町	2—3町	3—5町	5—10町	10町以上	平均
家族員	6.1(3.0)人	6.2(3.1)	6.8(3.5)	7.6(4.0)	9.4(4.7)	7.0(3.6)
農業従事者	2.1(1.2)人	2.8(1.4)	3.3(1.7)	3.8(1.7)	5.2(2.5)	3.4(1.6)
他業従事者		0.3	0.1	0.14	0.2	0.2
生産年齢層非従業者	0.6(0.3)人	0.5(0.3)	0.4(0.24)	0.6(0.4)	0.9(0.6)	0.5(0.4)

（備考）昭和28年度 北海道農家経済報告書による

（ ）の数字は全体中に含まれる女子

ともかく之等農業予備員、非自発的無業者、並びに他産業に従事せる不完全就業者は所謂過剰人口を形成し不断に或いは自然的災害、或いは経済変動を契期として徐々にか或いは急激にか労働市場へ析出される可能性を持つ事となる。だが以上の農業予備員並びに無業者不完全就業者は農家経済の案定している限り、農業外部への析出も弱まるだろう。況や無業者は農家経済の安定する限り、かえつて増大するだろう。例えば男女学生の増加、未婚女子の家事修業、主婦の野良より家庭への復帰の如くに。だから労働市場への圧迫は過剰人口が存在する事であると共に、これを補足顯著ならしむるものは農業所得の絶対的、相対的（他産業と比較しての）貧困であろう。⁶⁾

6) これに関連するものに上川管内B町の二部落について筆者の行つた調査を紹介しよう。

（附表3）上川地方B町の2部落調査

	耕地面積	田	畑	家族	家族 従業者	常備	適正人員
a. 水田を主とする部落	40.4反(60.0)	27.1(47.0)	13.3	7.46	3.72	0.14	2.41
b. 畑を主とする部落	43.8 (46.8)	4.2(7.2)	39.6	6.76	3.00	0.16	1.87

労働立法の効果に関する経済的一考察

	農業予備員	出 稼	15才～59才 無 業 者	15才～25才 無 業 者	他 業 者 従 事 者	昭 27 農業所得
a. 水田を主とする部落	1.45	0.17	0.80	0.57	0.09	231,870
b. 畑を主とする部落	1.29	0.22	0.35	0.16	0.07	115,660

(備考) B町産業課資料に基き作成、a. は81戸平均、b. は88戸平均。

()内は田面積を移植又は直播までの労働時間により畑面積に換算せる数字(田×1.73) 適正人員、農業予備員は既述の方法により筆者の算出。

附表3によつて見るに経営面積相似るも、所得に於てbはaより著しく低く半分にも達しない。尤もa,b共に所得は実際より相当低く見積られていると思われる。然しbはaに比べてはるかに貧困であると言える。此の結果は(1)aはbよりも多い農業予備員を抱える事が出来る。尤もこれは水稻の技術性、企業性にもよるが。(2)aはbより出稼が少い。(3)aはbに比べて無業者がはるかに多く特に未婚の(仮りに25才未満を未婚とす)流動性に富む無業者が多い。逆に言えばbは農業所得乏しき故をもつて生産年齢圏の者は無業者として止まる事が困難だと言う事になる。尤も上例は農業内部の二形態についての比較であるが……。

先ず農業所得の絶対的大きさを問題としよう。今最近の農家の農業所得を階層別に見たのが第4表である。

(第4表) 階層別農業所得(全道区) 昭和27年

	0—2町	2—3	3—5	5—10	10以上	平均
経営土地	14.9反(5.8)	26.7(9.6)	40.6(10.7)	67.5(10.5)	135.9(3.8)	50.8(9.1)
Ⓐ農業所得	148,604円	238,651	281,664	381,974	668,059	320,239
農業従事者	1.8人	2.6	3.1	3.5	4.9	3.1
従事者1人当所得	82,558	91,787	90,859	109,135	136,338	103,303
従事者1人1月当所得	10,319	11,486	11,357	13,642	17,042	12,913
家族家計費	227,573	279,933	284,286	371,227	528,273	322,974
租 税 公 課	16,327	28,453	40,051	59,028	131,736	48,558
Ⓔ家計費+租税公課	243,900	308,386	324,337	430,255	660,009	371,532
Ⓐ-Ⓔ	△ 95,296	△ 69,735	△ 42,673	△ 48,281	8,050	△ 51,293
Ⓐ/Ⓔ %	61%	77	86	88	101	86
昭28 従事者1人1日当所得	7,498	8,786	10,247	9,640	11,999	9,953

(備考) (i) 北海道農家経済調査報告書並びに之に基いて計算作成。

(ii) ()は経営土地の中の田面積を表す。

(iii) 1人1ヵ月当り所得は農業労働の期間を8ヵ月と見て計算。

(iv) 昭和28年は経営土地農業従事者は調査対称の農村を異にしたところがあるために、昭和27年とは一致せず。

第4表によれば規模を大にするにつれて農業所得も大なるのであるが、ほぼ農業所得が家族家計費に達するのは3町～5町歩の階層であり、5町～10町歩階層に到つて農業所得が家計を少しく上廻る程度である。然しながら茲に租税公課諸負担を考慮に入れる時は、10町歩以上に非ざれば農業所得のみを以つてしては生計が成立しない。而も家計費は階層を下るにつれて1人当りの絶対額が小さいのであるが、(1人当り年間家計費は、階層の小さい方からⅠ階層、Ⅱ階層……と名づけるならば、Ⅰ階層37,300円、Ⅱ階層45,150円、Ⅲ階層41,800円、Ⅳ階層48,900円、Ⅴ階層56,200円、全階層平均46,140円となつている。)、而も農業所得と家計費+租税公課との差は階層の下るにつれて著しい。第4表に於るⒶ/Ⓔを見よ。かくて農業所得と家計費+租税公課の負の差額が大なる階層程即ち表で言えば下層階層程農業外所得を必要とする程度が大であると言う事になる。従つてかゝる層よりの労働力の他産業へ流出の緊急度は著しいであろう。

次に他産業との比較によつて農業所得の相対的大きさを観よう。既に第4表に農業従事者1人1

カ月当りの所得を示してあるが、これを製造業労賃と比較して見よう。第5表は製造業の賃銀を示したものである。

(第5表) 製造業規模別1カ月当り平均現金給与総額

		30—99人	100—499人	500人以上	規模平均
S. 27	全 国	9,533円	12,838	16,227	13,516
	北 海 道				16,171
S. 28	全 国	10,951円	14,525	18,326	15,322
	北 海 道	11,676円	20,501		18,204

(備考) (i) 数字は特別支給も含まれている。

(ii) 資料出所： 全国は労働省「毎月勤労統計調査」直接引用、日本労働年鑑第26集、第27集、北海道は道庁統計課資料による。

第4表、第5表によつて農業者1人当り平均所得を製造業賃銀と比較して見るに、全階層の平均農業所得は昭和27年、全国製造業平均賃銀の96%、北海道平均賃銀の78%であり、昭和28年に到つてはそれぞれ65%、55%に過ぎない事が知られる。而もそれは基準法による労働力保護とは、はるかに遠い過度労働の結果である⁷⁾事も附言に値しよう。

7) ここでは一応事変前のものを掲げる。然し現実に農業の構造の代らない限り現在に到つても大して変化があるとは考えられない。

北 海 道	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
	7.0時	7.0	8.0	9.0	11.0	12.0	12.0	12.0	12.0	10.0	9.0	8.0	9.8

かゝる農民の過度労働、時に6月から9月に到る12時間労働の如き過労は農民をして労働基準法の施行せられる産業労働者の労働条件に寧ろ羨望と反感を抱かしめるものであるが、一方には農民の保健に重大な障害を及ぼす。

此の点が資本家をして反労働立法の主張者たらしむる勇気を与えるだろう。勿論農業従事者の所得の低いのは補助従事者を含めてのそれであり、実際は専業従事者のそれはもつと高いたらう。然し何れにしても凶作——殊に三年周期説⁸⁾に従えば凶作は大抵三年一度訪れる——の年には著しく所得を減少せしむるのである。

8) 穀物の三年周期説を説いたものに古くは Stanley Jevons がある。尤も Jevons は周期を三年半となした。尚近年詳細に三年周期説を展開した人と渡辺博士がある。三年周期説については博士の著農業経営学が詳しい。

尚作柄平穏たりし昭和27年の農家階層別1人1カ月の農業所得と同年の製造業の労賃を比較してみるに、5町~10町階層は製造業規模100人~499人層より高く、10町階層に到つては製造業500人以上の大規模企業の労賃にも優る事が知られる。而して此の階層は一般的に言つて過剰従事者を内包せざる階層であり、且つより以上の労働力を吸収する階層である事も既に指摘せる如くである。ところで、以上の如くして、過度労働をもつてしても尚製造業賃銀にその報酬の劣るが如き階層の農家はその最も流動性に富む者より他産業への稼動が、時にはその家に於ける農業にとつての最優労働力の保持者が農業より離脱し、直接間接労働市場へ表現する事とならう。労働力の移動は報酬の低きより高きへ流動するだろう。

だが、以上の分析にも拘らず農業より他産業への移動に対する負の要因も機能しつつある事も考えねばならない。よつてかゝる負の要因について述べよう。

1) 平均的には一応工業賃銀は高いのであるが、雇傭形態、職種を異にする事により賃銀構成に量的質的差異のある事である。先ず賃銀の中には職員賃銀と労働者賃銀の差異のある事であり、北

労働立法の効果に関する経済的一考察

海道労働研究58によれば昭和28年、製造業職員 15,702円、労務者 10,601円にして後者は前者の61%に過ぎない。而もかく量的に低いのみならず、基本給生活給の基本的給与の構成は前者が89.5%であるのに比し、後者は76.9%にして13%以上も低く、能率奨励給的色彩が前者よりも濃い事である。⁹⁾ 此の事は後者の収入の不安定な事を意味する。而して農村より直接流出する労働力は労働者労働力の多い事は容易に想像出来よう。

9) 労務者、職員の給与構成の比率は次の如くである。

(附表 4) 賃金構成比 (S. 28) (全道)

	基本給	奨励給	生活補助給	超過勤務給	其他	合計
労務者	60.8	8.4	16.1	11.8	2.9	100.0
職員	70.6	4.7	18.9	5.1	0.7	100.0

(備考) 北海道労働研究 No. 58 による

2) 以上の如く労務者の待遇は量的に低いのみならずその雇傭は必しも常備労務者とは限らない事である。之等の労務者は常備、臨時工、日雇と区分されるが、之等三者の間に著しく待遇の差のある事である。¹⁰⁾ 労働保護立法が強化されればされる程、産業資本家がかかる負担に対応する形態は臨時工、日雇形態での採用を多くする事であり、¹¹⁾ 例え巨大工場の待遇は良好なるにしても必しも常備工として就業し得るとは限らない。

10) 上川地方A工場の例を見るに昭和29年、第1労組(常用工をもつて組織)の賃銀ベースは19,116円であり、第2労組(臨時工)のそれは13,000円、第3労組(日雇工)は日給315円である。又年末手当の如きに到つては極度の差が設けられ、第1労組の1人当り支給額を100%とすれば、第2労組は15%、第3労組は6%にすら満たない。

11) 局地的になるが旭川職業安定所管内の主要事業所の臨時工の常備工に対する比率は21%である。(昭和26年12月現在、旭川労政事務所資料による)特に臨時工は零細産業に多い。又筆者が行つた上川地方B町の調査によると10人以上の事業所(含季節雇)では臨時工の常備工に対する比率は実に36%に上る。尚北海道労働研究26によれば全労務者に対する臨時労働の比率は附表5の如くである。

(附表 5) 全労働に対する臨時労働

金属工業	15.4%
機械器具	11.4
化学	9.4
木	16.3
食糧	38.2

(備考) 数字は 昭26 全道

賃銀労働者には賃銀不払の危険性がある¹²⁾のみならず、企業整備企業閉鎖¹³⁾による解雇の自由があり、特にかゝる危険性並びに解雇は中小企業に多い。尚以上の結果にもよるが中小企業は離職率高く、¹⁴⁾ それだけ定着からくる安心感を減退せしむる事になる。

12) 全国的数字であるが賃銀不払の規模別状況を示めずと附表6の如くである。

(附表 6) 賃金規模別不払状況(全国)(製造業、建設業)

9人以下		10—99		100以上		計	
件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
10,756	53%	8,222	41	1,202	6	20,180	100%

(備考) 労働省：労働監督年報(昭和28年度版)87頁。上表数字は昭28.1~12月。

尚労働年報(昭和28年版)の報ずるところによれば「毎月多数の不払事件を出している産業は、総合工業、職別工業、木材及木製品製造業、紡織業、機械製造業、食糧品製造業であり、これらは全て中小企業を主体とする産業であるため、多数の賃銀不払を出す結果となつている。」(91頁 傍点筆者)

13) 昭和28年1カ年間の企業整備、企業閉鎖状況は北海道労働部調査によると附表7の如くである。

(附表 7) 企業整備・閉鎖状況(本道)(製造業、建設業、鉱業)

企業整備		企業閉鎖		備考
件数	人員	件数	人員	
198	17,674	41	1,694	北海道労働部「北海道労働経済の動向と観測」36頁による

14) 北海道労働科学研究所調べによる離職率は附表8の如くである。

(附表 8) 規模別離職率 (全産業)

	26年10月	11月	12月	27年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
大規模事業所	1.16	1.00	—	1.71	1.04	1.27	1.00	1.29	0.74	0.62
小規模事業所	1.62	1.90	—	1.17	1.09	3.15	1.57	1.38	1.19	2.34

(備考) 労働科学研究所：北海道労働経済36による。

4) 例え、労賃は労務者の自家農業に於ての生産力に勝るとしても、他産業へ流出した場合の子女の生活費外の余剰金額 (或いは現物) の問題がある。農村に於る低生活水準は例え彼等の生産力が他産業より得る賃銀より低くとも、より大なる余剰をもたらすかも知れないという事実である。

5) 家族労働は最も安い労働力である。農家は経営を縮小しない限り、殊に労働手段の乏しい農家は流出労働力の分を家族労働の強化によつて補うか、或いは雇傭労働をもつて補うを必要とする。後者の場合は現金出費をとまなう。資金の貧困な農家にとつてはかかる現金の出費は大なる負担であり、此の点から家族の過剰的労働人口をも手放す事を躊躇せしめる。

6) 過剰労働力は農村に於る農道林道の建設、河川の護岸工事、用水路の開さく等によつて過剰化が糊塗される。

7) 農業経営の企業性がある。所得の大なる事が見込まれる限り、¹⁵⁾ 耕作の始めより農業予備員を必要とし高利得の作面の面積を拡大せんとする。

15) 各作物の農業所得 (純益+家族労賃) を示めしたのが附表9である。

(附表 9) 主要作物反当農業所得 (単位円)

	大豆	小豆	青豌豆	菜豆	裸麦	秋小麦	燕麦
昭26	5,487円	8,877	4,690	5,040	530	2,673	2,547
27	6,245	9,988	6,078	7,554	1,859	4,030	3,138
28	5,929	5,100	3,658	5,916	2,634	2,458	1,943

	馬鈴薯	亜麻	除虫菊	薄荷	甜菜	菜種	水稻
昭26	7,073円	1,862	10,679	7,168	1,642	9,379	7,356
27	4,393	1,708	2,628	5,006	5,223	6,752	9,080
28	2,744	2,427	— 577	5,388	4,422	5,149	5,075

(備考) 北海道農産物生産費調査報告書により作成

以上過剰人口の農村よりの流出を阻止する負の要因を考えてみたのであるが、然しかゝる負の要因の機能しつつあるにも拘らず、農家人口の絶えず農業外へ吐き出されつつあるものと想像される。そこで今、前回国勢調査の行われた昭和25年¹⁶⁾以降の農家人口の推移を眺めよう。(第6表)

16) 製造工業の生産指数は昭和 6~8 年を 100 とすれば、昭和25年には 98.1 を示めし、経済は破壊と混乱から漸く常道に復した年と言えよう。

(第6表) 農家人口と其の流出

	A. 農業常住世帯員	B. 農業常備	C. 農家人口 (A+B)	D. 人口千人に付き自然増加分	E. 前年の農業常住世帯員を基準とした自然増加分	F (A+E)	G (F-C)
S. 25. 7	1,573,798人	16,045	1,589,843	24.8	—	—	—
S. 26. 8	1,545,782	15,462	1,561,244	21.9	39,823	1,613,621	52,377
S. 27. 8	1,549,194	20,711	1,569,905	21.4	33,530	1,579,312	9,407
S. 28. 7	1,531,893	31,692	1,563,585	18.2	27,813	1,577,007	13,422

(備考) (i) A, B は道統計課数字による。Dは道衛生部数字による全道平均数字である。

C, E, F, G は A, B, D に基き計算

(ii) Fの計算方法

$$\textcircled{1} S. 25. 7 (A) \times \left\{ \left(1 + \frac{24.8}{1,000} \times \frac{6}{12} \right) + \left(1 + \frac{24.8}{1,000} \times \frac{6}{12} \right) \times \frac{21.9}{1,000} \times \frac{7}{12} \right\} \dots\dots S. 26. 8 (F)$$

労働立法の効果に関する経済的一考察

$$\textcircled{17} \quad S \ 26.8(A) \times \left\{ \left(1 + \frac{21.9}{1,000} \times \frac{5}{12}\right) + \left(1 + \frac{21.9}{1,000} \times \frac{5}{12}\right) \times \frac{21.9}{1,000} \times \frac{7}{12} \right\} \dots\dots S26.8(F)$$

$$\textcircled{18} \quad S \ 27.8(A) \times \left\{ \left(1 + \frac{21.4}{1,000} \times \frac{5}{12}\right) + \left(1 + \frac{21.4}{1,000} \times \frac{5}{12}\right) \times \frac{18.2}{1,000} \times \frac{6}{12} \right\} \dots\dots S28.7(F)$$

(iii) 農業常備は独身者と見做し自然増加率に関係のないものとして計算

(iv) 上記(ii)の計算には1年後の自然増加数を求めるに前年の農業常住世帯員の数を1カ年固定して考え、此の基礎の上に計算したところに問題がある。従つてかゝる計算法によると直接流出人口のみならず、間接的の流出人口を含む事になる。直接流出人口は毎月の農業常住世帯員数を基礎として計算すべきであろう。

第6表によれば農業常任世帯員は絶対数の減じている年もあるのであり、(昭和26年、28年)農業常雇を全く本道内部より供給されると仮定しても、尚これらの年は農家人口は絶対数に於て減じさえしている。然し乍ら我々は茲に農家人口の自然増加数を考慮に入れる時、幾何の農家人口が農業外部へ吐き出されつゝあると考える事が出来るか。計算の結果はもとより概数を表すものではあるが、(正確には毎月のそれを蒐計せねば表れない。)計算の結果によれば、(第6表の備考参照されたい。)昭和25年7月より昭和26年8月始め迄に52,377人が農業外部へ吐き出された事になり、以後激減せるも尚9,407人、13,422人となつている。(第6表G欄参照)これは控え目な数字である。と言うのは自然増加率は郡部が都市より高いのであるが、ここでは全道一様化した、従つて郡部の実際数字よりは低い増加率¹⁷⁾で計算されており、且つ農業常任世帯員中に、其の年度内に新たに府県より流入せる開拓農家としての世帯員を皆無とし、¹⁸⁾又農業常雇も本道内農村より供給されたものとしての数字である。¹⁹⁾従つて之等の事を考慮する時は本道農家人口の農業外部への流出は一層多いものとならう。之等の流出人口の幾パーセントかは生産年齢層に属する人口²⁰⁾であり、積極的自営以外の者は直接間接労働力の供給者として表れる事となる。

17) 例えば昭和26年の数字について見るに全道平均の増加率は1,000人に付き21.9人である。にも拘らず支庁(一応農村と見做して考える)平均は23.6人である。(第60回道統計書による。)

18) 終戦以降昭和28年末迄、本道入植戸数の中で内地都府県から入植したものは4,053戸で其の中離農戸数は30%になつている。(北海道年鑑30年版183頁による)故に若し1戸当り6.3人(昭和25年国勢調査の数字によれば農業1世帯あたり本道6.3人となつている。)とすれば、25,534人が流入した事になる。

19) 内地都府県よりの流入労働人口は附表の如くである。

(附表10) 内地府県よりの流入労働人口

S.	内地よりの雇総数		備考
	内、農業労働者		
27	30,340人	785人	道庁、職業安定課資料による。
28	40,355	2,720	①数字は安定所を通じた就職数である。
29	43,909	4,683	②従つて農業以外の産業に入り、其の後農業に転じた人数を含まない。
			③尚昭和27年以前は本調査行わず。

20) 国勢調査による数字を基として計算すれば昭和25年、本道に於る15才~59才の所謂生産年齢層は2,380,717人にして本道の全人口4,295,567人の55.4%にあたる。だから此の比率をもつてすれば。(勿論此の比率も当然年々に変動する。例えば昭和26年では55.7%である。然し25年との差は0.3%に過ぎない短期年月を比較すれば大なる差はないと想われる)農業より吐き出された人口の中、昭和26年29,016人が昭和27年5,233人が、同28年7,435人が生産年齢層に属する事になる。此の数字を基として第6表と註19を参照して計算すると農業から流出した生産年齢層の人員は少くとも次の如くなる。昭和26年29,016人+a(aを使用せしは註19の備考③によつて内地都府県より本道流入の農業労働人口不明のため)、昭和27年6,018人、昭和28年10,155人となる。

かくて 前述せる流出阻止の諸要因を一方には排除しつつ、そして現実に農業内で内部雇員が行われているにも拘らず、農家人口の過剰の一部は不断に流出しつつ都市の過剰人口と合流しつつ労働市場に労働力の供給者として表れる事になる。

然るに他方、資本主義の基幹をなす製造業従業者についてみるに絶対数に於て減少している。(第7表のa)

故に此の部門に活路を求めんとする本道農村よりの過剰人口の圧力が愈々加わるであろう。とは言え勿論農村から流出する労働人口は製造業のみに向うわけではなく、従つて他産業の吸収力が著しい場合は之等の圧力は著しく緩和されるであろう。然し乍ら之等が都市の過剰人口と合流して現役労働者を圧迫し労働条件低下の圧力をなすであろう事は次表(第7表のb)から想像出来よう。²⁾

(第7表のa) 本道製造業従業者数(4人以上)

	従業者数	前年差
S 25	133,884人	—人
S 26	134,990	1,106
S 27	129,963	— 5,027
S 28	118,494	— 11,469

(備考) 道統計課調、直接引用、北海道年鑑(S 29. S30版)

(第7表のb) 求人求職年間延数(北海道)

年次	日雇求人求職年間延数			一般求人求職年間延数			求人に対する求職超過数 a + b
	A. 求人延数	B. 求職延数	a. (B-A)	A. 求人延数	B. 求職延数	b. (B-A)	
S. 26	2,217,225	2,810,671	593,446	440,222	442,093	1,871	595,317
S. 27	2,225,917	2,759,590	533,673	407,826	413,324	5,498	539,171
S. 28	2,513,466	3,028,312	514,846	413,165	501,783	88,618	603,464

(備考) 道職業安定課資料により計算

21) 北海道を日本経済の一環として考える時、農業外部へ流出した過剰人口は当然内地都府県へも流入する筈である。其処で全国数字を見ると製造業従業者の数は増大している。(附表11)そしてそれは農家より流出する生産年齢層を相当吸収し得るが如くである。然し流出は農村の潜在的過剰人口の全てを流出せしめているとは考えられない。尚就業の機会を求めて待機する者あるべく、此の点更に詳細な分析を要しよう。ここでは農村過剰人口の推測に単に土地と所得を示めず止めておく。(附表12参照)此の表によれば農村過剰人口の圧力は寧ろ全国的には本道よりも大である。本道過剰人口の圧力の都府県への流入による緩和は困難と見ねばならぬだろう。

(附表11) 全国製造業従事者数(4人以上)及び農家流出人口

	従業者数	前年差	農家人口	農家よりの流出人口
	人		1,000人	1,000人
S. 25	3,860,814	—	37,812	—
26	4,237,698	376,884	37,561	871
27	4,319,082	81,384	37,954	170
28	4,667,547	348,465	37,900	574

(備考) 第6回日本統計年鑑による。

農家よりの流出人口は第6表と同じ方法で筆者算出した。

(附表12) 全国1戸平均耕地面積従業者所得状況(S27)

1戸当り耕地面積	1戸当り人口	1戸当り従業者	1戸当農家所得	1戸当農業所得	1戸当農外所得
0.81町 (3.35)	6.2人 (6.9)	3.1人 (3.1)	303,437円 (396,716)	198,936円 (315,473)	104,798 (81,243)

(備考) 第29次農林省統計表による。()は北海道のみの数字

労働立法に対する企業の負担力の問題

異説のあるところではあるが、労働によつて既存の価値の上に新しい附加価値が生産される。¹⁾ 此の附加価値は企業の利潤と賃銀の回収をもたらすが、賃銀の高い事はそれだけ利潤の減少を意味する。²⁾ 従つて此の事から必然に賃銀の低下乃至切り下げが資本にとつて望まれる。³⁾

1) 資本論 長谷部訳 4の375頁 374頁参照

2) リカルド 経済学及課税之原理 岩波文庫版91頁—92頁参照

3) 国富論 青野訳上 77頁参照

然るに労働者は労働力の販売者として資本家と売買に於る対等の立場にありながら、労働力の販売以外に生活手段を持たざる事、而も商品としての労働力を貯蔵によつて価値の実現迄待期し得な

労働立法の効果に関する経済的一考察

い事、加えて農村過剰人口の流出による競争の増加は、彼等の商品の販売者としての立場を著しく不利にする。労働組合の誕生せる所以である。然らば組合により彼等の不利の立場の克服は如何なる程度に実現され得るであろうか。附加価値が一つの判断を与えるようである。蓋し賃銀は実現された附加価値以上を出せる事は継続的にはあり得ず、附加価値が小さければ自ら賃銀も小さからざるを得ないであろう。且つ附加価値の小なる事は労働環境の改善の可能性を乏しくするであろう。そこで先ず附加価値より眺める事としよう。通商産業省：工業統計表（昭和27年刊行）によつて算出する事とする。

(第8表) 規模別1人当り附加価値 (v+m) (単位1,000円) S. 25

	合計	4人以下	5—9	10—19	20—29	30—49	50—99	100—199	200以上
総計 (4人以下を100とする指数)	189	85 指数(100)	90 (106)	109 (128)	125 (147)	144 (169)	170 (200)	199 (234)	277 (326)
20 食料品製造	171	97	105	133	149	172	222	237	373
22 紡織	166	72	73	85	97	117	123	153	242
23 衣服及身廻品	110	71	67	89	89	109	114	123	236
24 木材及木製品	104	73	78	90	102	118	131	184	217
25 家具及装備品	100	84	86	91	96	111	140	142	109
26 紙及類似品	291	61	84	95	97	158	166	228	464
27 印刷出版類似	244	127	126	138	234?	182	253	300	365
28 化学工業	333	123	131	183	220	213	288	329	383
29 石油及石炭製品	338	117	99	124	139	178	271	379	514
30 ゴム製品	254	215	97	128	124	158	190	231	312
31 皮靴及皮靴製品	221	230	140	177	180	175	173	371	378
32 ガラス及土石製品	165	65	68	90	102	116	130	159	327
33 第一次金属製造	291	148	118	123	146	181	219	244	339
34 金属製品製造	155	83	94	113	137	158	175	200	276
35 機械製造	148	96	101	136	136	146	165	175	162
36 電気機械器具	175	91	104	126	129	144	197	200	202
37 輸送用機械器具	154	105	107	119	129	147	160	162	160
38 医療機械、理化学機械、写真機、時計	143	98	98	108	138	134	145	152	165
39 其の他	110	72	79	94	106	117	133	132	168

(備考) 通商産業省：昭和27年刊 工業統計表第1巻により計算作成

第8表によれば最小規模4人以上が寧ろ5人~9人よりも従業者1人当りの附加価値の高いところもあるが、⁴⁾ 一般的に規模の大なるにつれて附加価値も増大するのである、最大規模たる200人以上では最小規模(4人以上)の3倍以上の附加価値の生産——寧ろ実現と言うが適切ならむ——している。

4) 27, 29, 30, 31, 33の部門がこれである。これは4人以上の規模では家族経営の要素が大きく作用するものと思われ、長時間労働が或る程度作用するのではなからうか。

かゝる結果は当然賃金にも影響するのであり、第9表によれば殆んど如何なる業種も、(但し30は部分的に例外のところがある) 規模を大にするにつれて賃金も増加するのであり、最大規模では最小規模の4倍近い賃金を獲得しているのであり、大企業従事者の有利性を如実に表している。他方、規模を小にするにつれて賃銀の減少程度は附加価値の減少程度より著しいのであり、(第8表の総計下欄の指数を見よ) 小規模従業者の絶対的相対的不利を表している。

(第9表) 規模別1人当り賃金 (v) 単位1,000円 S. 25

	合 計	4 人以下	5—9	10—19	20—29	30—49	50—99	100—199	200 以上
総 計	88	34	44	57	66	73	83	93	123
上欄数字で4人以下を100とする指数		(100)	(129)	(168)	(194)	(215)	(244)	(273)	(362)
20 食 料 品 製 造	69	36	43	59	68	74	88	105	123
22 紡 織	57	21	29	39	46	50	57	64	71
23 衣服及身廻品	50	24	31	45	47	54	56	57	71
24 木材及木製品	55	35	44	53	59	64	71	85	102
25 家具及装備品	61	38	48	59	65	71	73	90	89
26 紙及類似品	116	18	36	51	55	68	77	103	182
27 印刷及出版類似	109	46	60	71	84	94	104	118	160
28 化 工 業 学	121	58	61	78	88	97	111	118	136
29 石油及石炭製品	117	51	53	72	71	84	99	108	161
30 ホム製品	98	101	51	64	72	74	87	98	110
31 皮靴及皮靴製品	88	45	58	73	80	84	93	122	134
32 ガラス及土石製品	83	29	39	52	61	68	80	87	142
33 第一次金属製造	143	52	63	72	85	94	111	122	164
34 金属製品製造	82	38	52	65	74	97	98	104	126
35 機 械 製 造	99	47	59	72	82	88	98	107	124
36 電気機械器具	104	46	59	70	72	74	91	102	122
37 輸送用機械器具	126	57	60	73	83	89	98	109	144
38 医療機械、理化学機械、写真機、時計	91	45	51	64	72	77	78	103	118
39 其の他	57	26	38	49	57	61	65	72	88

(備考) 通商産業省：昭和27年刊 工業統計表第1巻により計算作成

次に1人当り剰余価値の生産（寧ろ価格として実現された剰余価値）を見るに、一般的に言つて矢張規模を大にするにつれて剰余価値も大となる。⁵⁾ (第10表)

5) 相当数の部門に於て不規則性が見られる。特にⅠがⅡより大きいのがしばしば目につく。それには三つの型がある。今Ⅰ、Ⅱについてのみ論ずるに其の一つはⅡがⅠより附加価値が大なるにも拘らず賃銀の増加程度がより大であるため剰余価値の小になつて表れる場合であり、其の二はⅡがⅠより附加価値そのものが小なるため賃銀がⅠより小なるに拘らず剰余価値の小なる場合であり、其の三はⅡがⅠより附加価値小にして賃銀高き場合である。Ⅰの場合、剰余価値のⅡ又はⅢより大なるは家族経営による長時間労働と家族賃銀の評価の切り下げによるものではなからうか。尚検討を要するところであろう。

(第10表) 規模別1人当り剰余価値 (m) 単位1,000円 S. 25

	合 計	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
		4 人以下	5—9	10—19	20—29	30—49	50—99	100—199	200 以上
総 計	101	51	46	52	59	71	87	106	154
20 食 料 品 製 造	102	61	62	74	81	98	133	132	250
22 紡 織	109	51	44	46	51	67	66	89	171
23 衣服及身廻品	60	47	36	44	42	55	58	66	165
24 木材及木製品	49	38	34	37	43	54	60	99	115
25 家具及装備品	39	46	38	32	31	40	67	52	20
26 紙及類似品	175	43	48	44	42	90	89	125	282
27 印刷及出版類似	135	81	66	67	150?	88	149	182	205

労働立法の効果に関する経済的一考察

	合 計	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
		4 人以下	5 - 9	10-19	20-29	30-49	50-99	100-199	200 以上
28 化学工業	212	65	70	105	132	136	177	211	247
29 石油及石炭製品	221	66	46	52	68	94	172	271	353
30 ゴム製品	156	114	46	64	52	84	103	133	202
31 皮靴及皮靴製品	133	185	82	104	100	91	80	249	244
32 ガラス及土石製品	82	36	29	38	41	48	50	72	185
33 第一次金属製造	148	96	55	51	61	87	108	122	175
34 金属製品製造	73	46	42	48	63	61	77	96	150
35 機械製造	49	49	42	64	54	58	65	68	38
36 電気機械器具	71	45	45	56	57	70	106	98	84
37 輸送用機械器具	28	48	47	46	46	58	62	53	16
38 医療機械、理化学機 械、写真機、時計	52	53	47	44	66	57	67	49	47
39 其他製造業	53	46	41	45	49	56	68	60	80

(備考) 通商産業省：昭和27年刊 工業統計表第1巻を基として計算作成

然し乍ら企業の目的とするところは総剰余価値の獲得である。一般的に言つて規模を小にするにつれて絶対的剰余価値の生産の増大を図るのであり、此の事は第11表によつても知られるであらう。

(第11表) 規模別剰余価値率 (m/v) % S. 25

	合 計	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
		4 人以下	5 - 9	10-19	20-29	30-49	50-99	100-199	200 以上
製造業各種部門平均	115	150	105	91	89	97	105	114	125

(備考) 通商産業省：昭和27年刊 工業統計表第1巻に基き計算作成

即ち IV, III, II, I, と規模を小にするにつれて、剰余価値率⁶⁾は増大するのであるが前掲第9表により賃銀が規模を小にするにつれて小になつている事も注目すべきであらう。V, VI, VII, VIII と規模を大にするにつれて再び剰余価値率は増大するが、賃銀は第9表に見る如く上昇してゆく故、寧ろ相対的剰余価値の生産の増大によるものと考えていゝだろう。

6) 惟うに剰余価値率の計算は困難である。過去の結晶した価値が価値通りに売買されているかが問題であり、且つ新商品が価値通り販売されているや否やを判定する事は困難である。茲で筆者の計算したものは生産された価値から計算したのではなく、価格として実現された価値と賃銀から求めたものである。価値は生産者から第1次購入者に渡つた価格である。尚、岩波日本資本主義講座 Ⅹ 497 頁以下参照されたい。

切て総額としての剰余価値量は其の率により、そして同時に充用される労働の分量によつて規定される。大企業に於ては相対的剰余価値の生産によつて1人当り剰余価値が大なるのみならず労働人員が著しく大である故剰余価値の総量を一層大ならしめる事が出来る。茲に大企業は賃銀攻勢に譲歩しても尚相当量の利潤を挙げ得る根拠がある。逆に小企業に於ては労働人員そのものが小なる故、剰余価値の総量は自ら小ならざるを得ない。第12表は之等の状況を示めすものである。本表によれば企業の規模を異にするにつれて如何に利潤に大なる相異がもたらされるかが明かとなる。

かくて小企業に於ては、賃銀の多少とも上昇は低い利潤を更に低下せしめる事になり、此の事は企業主に著しく脅威を与える事は言う迄もない。故に中小企業者に労働組合の結成の近代的合理性を説き、賃銀の上昇のもたらす労働生産性の高揚を説いても、⁸⁾そして企業主自身が労働問題の理

(第12表) 規模別1事業所当り剰余価 値単位1,000円 S. 25

	合 計	4 人以下	5 — 9	10—19	20—29	30—49	50—99	100—199	200 以上
総 計	2,494	206	308	698	1,408	2,687	5,923	14,748	102,977
(平均人員)	(24.7人)	(4.0)	(6.6)	(13.4)	(23.8)	(37.7)	(67.8)	(137.9)	(667.2)
20 食 料 品 製 造	1,353	244	414	974	1,912	3,665	9,018	17,201	101,599
22 紡 織	3,137	205	293	616	1,219	2,537	4,487	12,666	102,165
23 衣服及身廻品	1,178	192	238	615	1,048	2,106	3,892	8,586	87,241
24 木材及木製品	519	150	225	499	1,021	2,016	3,858	12,668	27,558
25 家具及被備品	438	186	244	424	747	1,455	4,477	6,951	5,572
26 紙 及 装 似 品	5,380	174	315	582	1,049	3,419	6,177	17,033	161,135
27 印刷及出版類似	3,519	323	442	905	3,571	3,758	10,019	24,971	126,004
28 化 学 工 業	11,781	260	465	1,421	3,167	5,151	12,192	29,487	245,017
29 石油及石炭製品	7,799	263	312	702	1,594	3,471	11,539	36,940	188,328
30 ゴ ム 製 品	11,865	459	310	908	1,253	3,305	7,283	18,625	965,531
31 皮靴及皮靴製品	2,363	719	543	1,392	2,389	3,412	5,537	33,785	80,538
32 ガラス及土石製品	1,579	142	188	456	986	1,838	3,341	9,708	77,638
33 第一次金属製造	10,610	404	380	695	1,430	3,316	7,286	17,528	189,303
34 金属製品製造	1,236	186	277	650	1,523	2,274	5,208	12,888	48,507
35 機 械 製 造	1,390	198	276	865	1,281	2,210	4,431	9,497	21,849
36 電気機械器具	4,188	179	305	764	1,351	2,643	7,312	13,225	60,989
37 輸送用機械器具	1,729	193	317	634	1,097	2,195	4,241	7,418	18,631
38 医療、理化学機械、 写真機、時計	1,550	213	311	585	1,602	2,185	4,484	7,136	20,719
39 其 の 他 製 造 業	827	184	264	606	1,174	2,057	4,621	8,467	26,395

(備考) 通商産業省：昭和27年刊 工業統計表第1巻により計算作成

解者であつても、労働組合の結成を恐れ忌み且つ嫌悪する根拠はかゝる経済的理由にあると言えるだろう。即ち彼等をして労働条件改善の決断を渋らせるのは思想の封建性はさておき、1人当りの附加価値の小と使用人員過少に由来する総剰余価値量の小にあると言わねばなるまい。彼等が労働運動に代えるに、封建的慈善主義をもつて労働者に対処せんとしても必ずしも異とするにはあたらぬだろうし、企業が小さい程此の傾向は強いだろう。

8) スミスは次の如く言っている。「労働の報酬の豊かなことは、(中略)普通民の勤勉を増進するものである。労働の賃銀は勤勉の奨励であり、勤勉は凡ての他の人間の資質と同じように、それを受ける奨励に比例して向上するものである。」(国富論 青野訳96頁)かゝる考え方は労働問題の理解者の拠り所であるかの如くである。中小企業の労働組合結成もしくは強化を説いた昭和30年9月20日附の北海道新聞の社説の一部を紹介しよう。「既に中小企業の経営が労働者の協力なくして支え得ない事が明かであるならば、使用者経営者が労働組合に対してどういう態度で接しなければならぬかは自ら明かであろう。労働組合の結成を妨害し、或いは切崩しをはかるなどはもつての外の事と言はねばならない。」然しかる教訓的倫理的言辭は現実の中小企業の経済力を分析せんとしつゝある者には如何に空虚に響く事であろうか。

而して中小企業主のかゝる労働者方策は労働者側の供給過剰によつて容易に達成される。此の事は中小企業の労働組合結成率の貧困となつて先ず表れる。例えば、旭川を中心とする上川管内の組合組織率についてみるに第13表の如くである。

第13表によれば労働組合を結成せる事業所は僅かに5.9%であり、組合員数は44.3%で従業者の半数に満たない。組合組織比率が著しく小さいにも拘らず、組合員比率の比較的大きい事は組合は大企業に結成されている事を暗示せしめるが、更に具体的に規模別に組合組織率を見たのが第14表である。

労働立法の効果に関する経済的一考察

(第13表) 上川管内製造業労働組合組織率 (S. 27. 12. 3現在)

事業所		労働組合		組織率	
事業所数	従業員数	組合数	組合員数	組合%	組合員%
1,021	15,694	60	6,956	5.9	44.3

(備考) 労政事務所資料による。

(第14表) 上川管内製造業規模別組合組織状況

	9人迄	10—49	50—99	100—499	500	計
組合数	3	30	15	6	2	56
事務所数	709	243	20	△ 12	△ 2	989

(備考) 組合数は S. 29 末現在数 労政事務所資料による。事業所数は S. 27 末現在数 労働監督所資料による。規模は組合員数によつて分けた。△は S. 30 の数字。

第14表によつてみるに9人以下の企業では組合の組織率は1%にも満たず、100人~499人の規模に於ても出稼型の女子労働者の多い部門や、或いは家族主義をモットーとする所は組合を組織化するに到らず、そのため此の規模を於てすら組合の結成は企業の半数に過ぎない。かゝる無組織のところでは、企業主の慈恵主義⁹⁾が労働条件改善の唯一の拠り所であり、而もそれが資本家の恣意性によるものである限り、労働基準法がその最低を阻止するため著しく重要な役割を荷負う事となる。だから、かゝる慈恵主義は多くは労働条件の改善を微温的且つ不徹底ならしめる傾向の存する事は否定出来ないだろう。

9) 慈恵主義とは労資にとつて如何なる事を意味するか。「慈恵主義は大衆の下からの権利がましい要求に応じて行われる義務であつてはならない。主人が無条件で無制約的に施すものでなければならない。」風早八十二：社会政策史下504頁

而してかゝる慈恵主義が通用し得るのは農村過剰人口の存在と貧困とに照応するものである。ところで労働組合は、労働者の結集の力によつて労働条件の低下の阻止、ひいては積極的にこれが改善を目的として誕生せる以上、之が目的達成のため労資間の紛争も発生するだろう。然らば労資の間に生じた紛争の量質は如何なるものであろうか。局地的になるが旭川を中心とする上川管内製造業の紛争の状況を紹介しますれば第15表の如くである。

(第15表) 上川管内製造業労働紛争 (S. 27, 28, 29 の集計)

争議紛争項目	組合の規模						計
	10人以下	10~50	50~100	100~500	500以上		
1. 賃上げ		14	9	16	7	46	
2. 諸手当	1	20	23	29	11	84	
3. 退職金、解雇手当		4	4	2	1	11	
4. 未払賃金		1	3			4	
5. 賃金体系の変更		1				1	
6. 不当労働行為		1	1	1		3	
7. 解雇人員整理反対		3	2		4	9	
8. 会社休業に伴ふ手当			1			1	
9. 労働協結の締結又は改訂		6	3	5	1	15	
10. 福利施設					1	1	
11. 其他	1	1	1	1		4	
計	2	51	47	54	25	179	

事 議 紛 議 項 目	組 合 の 規 模					計	
	10人以下	10~50	50~100	100~500	500 以上		
紛争議組合延数(3ヶ年計)	1	46	44	51	22	164	
A. 平均年間紛争議組合延数	0.3	15.3	14.6	17.0	7.3	54.6	
B. 組 合 数	3.0	30.0	15.0	6.0	2.0	56.0	
C. B/A %	10%	51%	90%	283%	365%	97.5	
紛 争 議 結 果 (3カ年集計)	妥 結	1	24	27	37	20	109
	貫 徹		22	11	8	3	44
	承認和解撤回		1	1	2		4
	不 貫 徹	1	2	1	1	1	6
	不 明		2	7	6	1	16
合 計	2	51	47	54	25	179	

(備考) 労政事務所資料に基き計算作成

第15表によれば、組合員数を大にするにつれて紛争議件数が多くなる事を示めしているが、小規模企業の紛争議の少いのは、既に第9表に指適せる如く彼等の労働条件の良好なるによるのでない事は明かであり、一面我が国古来の家族主義的淳風美俗によるものと言えようが、逆に言えば、かゝる小規模企業では組合を結成し得ても尚十分組合としての目的を達し得ず、企業に実現される附加価値の小なる事に由来する企業第一主義による組合活動の半身不随によるものと言えよう。而も組合員をして然らしめる要因はエンプロイメントの門戸不足に対する労働者側の労働力供給過剰の圧力によると見ねばなるまい次々労働組合のより高度の発展はかゝる紛争議の展開の可能なりと共に、進んで労働協約の締結による自主的労働条件の高揚であらねばならない。——尤も労働協約締結の要望は紛争議の1項目ともなり得るが。然らば労働協約締結状況は如何。上川地方を例示しよう。(第16表)

(第16表) 上川管内産別労働協約締結状況(製造業)(S. 29 末現在)

業 種	組合数	組合員数	締結組合数()は上級組合	適用組合員数()は上級組合員	組合数に対する締結組合%	組合数に対する適用組合員数%	労働者総数に対する適用組合員数%
食 糧 品	10	969	4(1)	174(68)	40%	18	
紡 績	3	423	3(3)	423(423)	100	100	
木 材 木 製 品	25	868	9(2)	458(34)	36	52	
紙	5	1,968	2(1)	1,715(1,688)	40	87	
印 刷 出 版	3	412	2(1)	385(200)	67	93	
ガ ラ ス 土 石	6	191	2	92	33	48	
機 械、電 気 機 具	4	184	1	20	25	11	
輸 送 用 機 械							
計	61	5,015	23(8)	3,267(2,413)	38	63 内、上級組合数のみでは 4.8%	22

(備考) 労政事務所資料による

第16表によれば組合員数にして上級協約による協約48%、独自協約15%、無協約37%でこれら協約組合員を労働者総数に対比して見る時は僅かに22%に過ぎない。而も協約を締結しているのは比較的人数の多い組合である事は上表より推測し得るところであり、小人数の組合は無協約の状態にあり、(無協約は組合数にして62%、員数にして35%)、それだけ彼等の地位と力が弱体であると見ていゝだろう。

かくて我々は労働協約の締結、或いは紛争議を通する労働力の再生産のための近代的条件を確保

労働立法の効果に関する経済的一考察

向上の実現運動を為し得るのは比較的組合員を多集擁している組合、特に大企業の地方的分岐をなす企業の組合に多いと言う常識的結論を確認する事が出来た。労働組合を組織しても其の目的貫徹をなし得ないもの、若くは未組織のままのものは、それ自ら自己の労働力の再生産のための条件を確保する事は困難とすれば、上から企業主の一方的温情に期待するか、若くは国家監督機関に彼等の労働条件の監督を委任せざるを得ない。かゝる場合、謂はば労働者それ自体の力で解決し得ない事を物語っている。次の申告監督の上申が此の間の事を語るものであろう。(第17表)

(第17表) 規模別申告監督受理件数 (S. 27)

100人以上	10—99	計
3	219	222

既に此の事の中に、中小企業従業者の法定労働条件すらも侵されつゝある彼等の労働条件に対する上からする国家権力による保護の請求と見る事が出来ようが、事実、労働基準法違反件数も規模を小にするにつれて多くなつていく。(第18表)

(第18表) 規模別違反事業場数 (S. 28 全国)

	A. 監督実施事業場数	B. 違反事業場数	違反率 B/A	C. 労働省の推定事業場数	D. 監督実施率 A/C	$C \times \frac{B}{A}$
100人以上	37,178	11,888	32.0%	12,652	294.0%	4,048
100—10	134,707	69,151	51.3	213,040	63.2	119,289
10人未満	132,085	72,297	54.7	763,389	17.3	416,573
合計	303,970	153,336	50.4	989,281	30.7	539,910

(備考) 昭28年版 労働基準監督年報42頁による。右端の3欄は労働基準監督年報を基とする筆者の作成

10) 労働基準監督年報(第6回)昭和28年版の中にも「基準法違反が次第に大企業から姿を消して中小企業に多い」(32頁)「大企業に於る違反事項は安全衛生に関するもの以外のものは比較的少くして小企業に実質的違反が多くなり……」と述べている。

第18表によつて規模を小にするにつれて違反率が多くなる事の他に、監督実施率が著しく低くなつていく事も注目されねばならない。既に100人以上企業体に於ては平均1事業場当り年間凡そ3回の監督実施があつたのであるが10人未満企業体にあつては監督実施を受けざるものが約83%にも達する事である。従つて此の事はかゝる小企業体の従業者は国家機関の監督によつて労働条件の保護を受ける機会の乏しい事を意味するのであり、若し10人以下企業体 763,389 が年間全部監督を実施を受けたとすれば、実際の実施事業場数の違反率と違反率が等しいとすれば実に 416,573 に達する違反事業場が生ずる事になる。(勿論監督機関の事業場監督の監督実施の重点、即ち如何なる事業場を重点的に監督するかと言う事が、かゝる計算の際鮮明さるべきではあるが)

かくて社会政策としての労働立法は例え、経済外的人道的倫理的見地よりする弱者保護法と解しようとも、¹¹⁾ 或いは総資本による資本主義生産の確保のための資本の生産政策と解しようとも、¹²⁾ 或いは労働力としての商品の価値貫徹のための階級斗争の産物と解しようとも、¹³⁾ 不断に中小企業よりするかゝる政策の完全履行を阻まれようとする。

11) 此の派は周知の如くドイツ社会政策学派及び其の流れである。明治33年誕生の日本社会政策学派も同様の見地に立つものであつた。

12) 此の派の理論的代表者に大河内教授がある。教授は資本の生産政策に社会政策の本質を求める。大河内教授の考え方は明治絶対主義官僚のそれと通ずるものではあるまいか。工場法制定当時の農商工高等会議議長金子堅太郎氏の言葉を引用しよう。「機械工芸の仕事をする機械場には必ず人馬がいる。若しその人馬が弱くなれば人馬の働きが減ずるという事は資本家も防がねばならぬ。」「若し一時の利益に迷つて工業発達を顧みずしてやつたならば5年か10年後には日本の大事の工業の原動力たる工業の人種が弱くなる。必ず10年後には墜跌を来し傾座を来しはせぬかと思ひます」(直接引用 岸本英太郎：日本絶対主義の社会政策史85頁による) 金子氏は資本制生産政策の立場からかく労働力保護を問題として工場法を

求めた。然し、勿論総資本の代弁者としてではなく、絶対主義の代弁者たる事は区別されねばならぬだろう。此の点については風早八十二氏「日本社会政策史下」政策の主体と客体の項（504頁～505頁）を参照されたい。

- 13) 此の派の理論の代表者に岸本教授がある。「労働諸条件の必然的悪化の傾向に暫時的にせよ阻止し或いは緩和しうるものは、労働者階級の資本家階級に対する組織的抗争のみである。此の抗争の制度化が社会政策に外ならない」（岸本英太郎：社会政策の根本問題31頁）森教授も階級抗争の産物なりとする点は岸本教授と変りはない。（森耕二郎：社会政策要論6頁、31頁）尚、財政学者としての大内教授、藤田教授もかゝる立場をとるものと思われる（大内兵工：財政学大綱中516頁、藤田武夫：日本資本主義と財政（下）219頁参照）

以上要するに、法的に組合結成の自由、組合活動の自由、そしてこれに基いて自主的に労働条件を改善する権利が与えられるに到つたが、中小企業者は此の自由の行使の必しも実行可能とは言い難く、而も上から法定労働条件すら十分履行され難く、此の限りに於て、中小企業は今日尚、近代的労働条件を享受する事の容易ならざるものと言えよう。

茲で我々は本道の工業を一瞥しよう。第19表の如くである。今、労働監督官庁の分類基準によつて小（29人以下）、中（30人～99人）、大（100人以上）に分類してみるならば本道は全国に比して僅少なから中小企業多く、大企業が少いと言える。即ち大企業従業員数は本道41.4%であるのに対し全国は46.9%となつている。又工業人口の農家戸数に対する割合を見ても昭和28年、本道100戸に付き49人で、全国の76人よりも低く、及総人口に比しても本道2.6%であり、全国の5.6%よりも低く、それだけ工業化の程度が遅れていると言えよう。此の事は本道の将来の人口収容に大きい影響を持つてであろう。

（第19表）北海道規模別工業（昭和28年）

	4—9人		10—19		20—29		30—49		50—99	
	A.	B.	A	B	A	B	A	B	A	B
総計	1,927	12,176	1,268	17,145	504	11,961	370	13,700	210	14,399
比 率	43.9	10.2	28.9	14.4	11.4	10.9	8.4	11.5	4.8	12.1
（全国比率）	(55.1)	(13.4)	(24.3)	(13.2)	(8.1)	(8.2)	(5.9)	(9.1)	(3.5)	(9.5)
20 食料品製造	703	4,345	405	5,420	131	3,119	96	3,632	69	4,765
22 紡織	77	503	43	596	11	259	13	340	16	1,233
23 衣服及身廻品	6	40	16	198	5	115	11	409	4	265
24 木材及木製品	362	2,369	358	4,919	197	4,656	123	4,489	46	3,034
25 家具及装備品	210	1,284	115	1,516	30	705	18	636	2	114
26 紙及類似品	17	122	16	221	4	96	6	242	6	386
27 印刷出版類似	105	696	72	998	29	717	29	1,057	16	1,121
28 化学工業	51	344	17	218	9	205	11	407	7	425
29 石油及石炭製造	9	57	4	51	3	73	3	108	3	212
30 ゴム製品	1	4	1	12	3	69	2	84	5	323
31 皮靴及皮靴製品	7	44	10	124	6	145	1	44	1	51
32 ガラス及土石製造	61	357	35	485	12	292	10	353	9	578
33 第一次金属製造	19	128	16	181	3	67	6	217	4	317
34 金属製品製造	91	528	45	612	15	348	10	350	4	269
35 機械製造	127	834	74	1,025	25	599	18	649	15	1,141
36 電気機械器具	7	47	1	16	3	63	1	49	0	0
37 輸送用機械器具	55	369	33	456	16	389	13	503	1	53
38 医療、理化学キカイ 写真機、時計	2	13	0	0	1	22	1	48	0	0
39 其他製造業	15	97	7	97	1	22	2	83	2	112

労働立法の効果に関する経済的一考察

	100—199人		200—499		500—999		1,000以上		計	
	A. 事業所	B. 従業者数	A	B	A	B	A	B	A	B
総計	66	8,730	40	13,408	7	4,747	7	22,232	4,395	118,494
比率	1.5	7.3	0.9	11.3	0.3	4.0	18.8	100.0	100.0	
(全国比率)	(1.5)	(8.6)	(0.9)	34.1 (此の規模以上含して) (38.3)	0.5 (此の規模以上含して)			(100.0)	(100.0)	
20 食料品製造	20	2,527	8	2,937	2	1,084	0	0	1,434	27,819
22 紡織	16	1,927	3	769	1	825	1	1,129	177	7,581
23 衣服及身廻品	0	0	0	0	0	0	0	0	42	1,027
24 木材及木製品	7	1,019	3	806	0	0	0	0	1,096	21,292
25 家具及装備品	0	0	0	0	0	0	0	0	375	4,255
26 紙及類似品	2	284	0	0	2	1,636	3	6,555	56	9,542
27 印刷出版類似	4	521	5	1,496	1	663	0	0	261	7,269
28 化学工業	6	901	4	976	0	0	1	2,794	108	6,275
29 石油及石炭製品	1	197	0	0	0	0	0	0	23	698
30 ゴム製品	1	184	10	3,121	0	0	0	0	23	3,797
31 皮靴及皮靴製品	0	0	0	0	0	0	0	0	25	408
32 ガラス及土石製品	0	0	1	275	1	539	0	0	129	2,879
33 第一次金属製造	1	108	0	0	0	0	2	11,754	51	12,772
34 金属製品製造	1	153	2	641	0	0	0	0	168	2,901
35 機械製造	5	660	2	595	0	0	0	0	266	5,503
36 電気機械器具	0	0	0	0	0	0	0	0	12	175
37 輸送用機械器、 医療、理化学機械具	2	249	2	1,792	0	0	0	0	122	3,811
38 写真機、時計	0	0	0	0	0	0	0	0	4	83
39 其の他	0	0	0	0	0	0	0	0	27	411

(備考) 北海道庁統計課資料による。()内は全国数字、昭和27年刊、工業統計表第1巻による。

む す び

労働立法はたとえ不徹底なものであつても労働力にとっては価値法則の貫徹を、資本にとっては負担と制約とを意味する。如何なる概念をもつて近代労働立法を解釈しようとも、労働力の保全が結果する。労働層の近代的展開が行われ、農民の最終的に生産手段たる土地より分離し、かくして形式されたところの労働層を保護し、その再生産を行わざれば、資本は資本として機能し拡大再生産の円滑なる継続をなし得ない場合は、資本は労働力の保全に異常な熱意を示し、且つ賃銀についても労働力の価値法則を貫徹させるに吝かではないだろう。然し乍ら、若し土地に結合せられつゝも尚結合し得ない、而も他にエンプロイメントの機会を待ちつゝある、謂わば潜在的過剰人口の数多く存在する場合に、如何にして労働力の保全に積極的熱意を示めすであろうか。資本にとっては労働力の販売は何人によつて提供されようとも、而もそれは幾度交代しようとも、自己の再生産に支障のない限り、大して興味のない事であり、たとえ労働力の早期磨滅がもたらされても、次々に労働力の継続獲得の出来る場合は、労働の濫奪が行われることに不思議ではない。勿論かくする事は、個々の資本家の意図の善悪によるものではなく、競争による資本主義生産のもたらす外的強制の必然の結果である。かゝるところでは賃金の価値法則を貫徹せずとも、つまり資本は自ら労働力の価値をそのまま負担せずとも、労働力を手に入れる事が出来るのであり、その限りに於て、社会政策施設としての労働立法は資本にとっては無用の制約であり、負担である。大河内教授は資本論

の一節の次の言葉を引用する。「だから労働日の反自然的な延長——これは資本の其の無制限な自己増殖欲において、必然的に達成しようとするところである——が、個々の労働者の生活期間したがつてまた彼等の労働力の寿命を短縮するとすれば、消耗した労働力のより急速な填補が必要となり、かくして労働力の再生度により大きい消費を要することになるのであつて、それはあたかもある機械の価値のうち日日再生産されるべき部分はその機械の磨損が速かであればある程大きいのと、全く同じである。だから資本は、それ自身の利害によつて一の標準労働日を示唆しているかに見える」¹⁾ と。かくして、社会政策を総資本が総体としての労働力を培養し、労働力の不断の再生産と労働市場への円滑な供給を目的とし、資本の順当な再生産を保障する資本自身のための政策と規定されたが、²⁾ 未だ過剰人口を抱え込む夥しい小農の存在する我国にとつては、かゝる規定の範疇に入り込むには程遠しの感がある。

1) 資本論 長谷部訳 2分冊 459頁

2) 大河内一男：社会政策の経済理論 31頁～34頁参照

ともかく労働立法は個別資本にとつては有らざるもがなの立法である。法定の労働時間の制約についてイギリスの工場主は工場監督官に次の如く嘆じている。「若し、貴方が毎日たゞ10分間の限外時間だけ労働させられることを私に許すならば、貴方は私のポケットに毎年千ポンドづつ入れる事になる。」「時々刻々が利得の要素である」³⁾

3) 資本論：長谷部訳 2分冊 423頁

然し乍ら尚、大企業にはかゝる労働立法の制約があつても、施設の高度化によつてかゝる制約と負担に耐え得るばかりでなく、かえつて相対的剰余価値を高める事が出来る。だが小企業に果してかゝる事が可能であろうか。ここに於て資本家精神のうちにまどろむ濫掘衝動——それは大経営者にとつては、経営上の純粋に技術的な諸要求の背後にある程度まで後退し得る——が、彼の脳髓からクローズアップされる。かくて其の方策の第一として労働時間の延長が必至である。かくて前に紹介したイギリス工場主の願望は資力に乏しい中小企業主の最も要望するところとなりそうである。シーニョアの最終一時間説を最も歓迎するのは此の層であろう。更に方策の第二として労賃の切り下げが必至である。だが労働組合がこれに対する制約として表れる。かく両者共になし得ずとあれば、其の制約と負担によつて弱小企業は愈々困難となる。かくて近代労働立法は中小企業から破綻を来さず事になる。

次に観点をかえてみよう。労働組合は労働力の価値の貫徹をその主たる目的の一つとする。だが附加価値そのものの小なるところに大なる賃金はあり得ない。企業が利潤を目的とする限り、賃金は一時的にはともかくとして継続的には附加価値を超える事は出来ない。第8表、第9表、及び第19表（括弧内の数字）を合せて見よう。若し賃金93（以下数字の単位を1,000円とする）を超えれば55.1%の事業所は倒壊すべく、123を超えれば、恐らく成立し得る企業は22.5%に過ぎざるべく製造業全労働者の34.8%は自ら自己を解雇する結果となろう。而もこれは剰余価値が全て企業主の手中に入るものとしてである。現実他と仕払うべき資本利子租税負担を考える時前記数字より、はるかに大なるものがある。かくてスミスの言う「労働報酬の豊かなるは国民的富の増加しつゝある必然の結果である」⁴⁾ はそのまゝ真理であり、ここにもそのまゝ適用される如く思われる。かくて労働者側からも賃金上昇せしめる要素として附加価値増大のため労働時間の延長が必要である如くである。ここに労働立法の生産政策への転化の契期を姪むものである。

4) 国富論 青野訳 86頁

だが附加価値の増大はこれによつてのみ可能であろうか。成程価値の生産と言う点からすれば重要であるが、問題は生産された価値が価値通り価格に実現するか否かである。スミスの時代は英国

は広大な植民地市場を掌握し、寧ろ重商主義拘束が通商の拡大にとつて桎梏と化しつつあつた時代であり、価値の生産の増大は容易に増大せる価格転化をなし得た時代と見られよう。⁵⁾

- 5) 当時如何にイギリスが国外市場、特に植民地市場によつて貿易が盛大であつたか。スミスの言葉を聞こう。「イギリスは謂ゆる植民地の外国貿易の殆んど全部を自己の手に壟断したが、其の資本はその貿易の拡大と同一の割合をもつて増加しはしなかつたが故に同国は他の諸貿易部門（植民地貿易外の諸部門——沢口）から従来そこに使用されていた資本の或る部分を引続き引去ることなしには、又同時に、然らざれば他の貿易部門へ赴いたであらう更に一層多量の資本をそこから引去ること無しには、その貿易を営むことが出来なかつた。」（国富論 青野訳 124頁）

尚国内市場で言えば、勤労大衆の高い生活水準が、国内における大きい有効需要を形成した事が学者により指摘されている。（此の点小林昇稿 イギリスの国内市場 121頁参照されたい。）

だが今日我国に於て生産された価値がそのまま実現し得る市場が保証されているであろうか⁶⁾

- 6) 市場の確立せざる限り生産の増大は滞貨の増大の可能性の増大をもたらす。正常なる滞貨は流通上必要とせられるところではあるが異常なる滞貨は資本の再生産過程に重大な脅威となる。中小企業の滞貨の問題を取扱つた昭和30年8月28日附北海道新聞を紹介しよう。内容は中小企業庁が調査せる4月～6月の中小企業動向であり、調査対象は製造業87、卸売業52である。記事の一節「中小企業の動向を生産金額の動きからみると前期と保合乃至増加を示めているものは三分の二以上の62業種に及びかなり上昇線をえがいている。しかし一方製品在庫数量が増加したものも前記より32業種増え、生産の上昇とともに在庫増加の傾向はますます強まつてきている。」「卸売業の販売金額が前期と保合ないし増加したものは29業種、商品手持数が保合ないし増加したものは14業種となつており……生産面にみるほど伸びを示さなかつたといえる。」「このような生産販売の動きにもかかわらず採算面では製造、卸売業とも前期と比べて良くなつたものは少く、総じて幾分悪化の傾向を示めている事は注目される。」（傍点筆者）

それ故先ず市場の問題がある。筆者の計算した附加価値はあくまでも貨幣に表現された価値即ち価格から求めたものである。かくて生産された価値の價格的表現の問題として国家による内外市場の創出と閉塞がより重要な問題として登場する事となる。だが問題はこれのみではなく、価値の価格、附加価値の貨幣量的表現が重要問題として登場せる以上、資本主義機構の幾つかの問題が登場する事となる。即ち、価値の価格実現に及ぼす銀行資本の圧力——金融政策の引締、緩和——の問題であり、独占産業資本の小資本に対する価格操作の問題であり、独占資本の非独占資本への不況の転嫁の問題であり、言わば独占の非独占からの剰余価値の吸奪の問題である。更に国家資金による産業費の問題があり、租税負担の問題がある。此等は生産された価値の価格実現に重大な影響を与えるだろう。かゝる点が解明されて始めて、労働立法の効果もそして又其の限界も鮮明せらるべく、単に貨幣量として実現された附加価値よりのみ論ずる事は皮層的観察たる事を脱れない。だが皮層的観察はそれにも拘らず現実の労働立法の効果を観る一つの手掛りとはなるだろう。かくて現実には中小企業と過剰人口が近代労働立法の効果を制約する二面の因子たる事は否定出来ないし、本道に於ても例外たり得ない。